

株式会社 D&HLC 行動計画

従業員の働き方を見直し、男性でも育児休業を取得できることを理解し、配偶者の妊娠・出産時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月1日～令和7年12月31日までの5年間

2. 内容

目標1：男性社員が育児休業を取得しやすい職場環境にする

<対策>

- 令和3年1月～ 男性社員に対して啓蒙資料を使い周知を行う

目標2：男性の育児休業取得者を輩出する

<対策>

- 令和3年2月～ 対象社員に対し制度説明を行った上で育児休業取得を促す